名北協会相談員日誌 187

こちら"企業の労働110番"です

ふく田社会保険労務士事務所　所長
名北労働基準協会　労働保険・社会保険コンサルタント
社会保険労務士　福田博司

「労働保険事務組合」の有効活用を！

「はい、こちら企業の労働110番です」。

お電話は、当協会事務組合に労働保険関係事務を委託されている従業員数30名の電気設備工事会社の新任総務担当者様でした。

「本年3月に営業から急遽総務担当職を兼務することになりました。しかし、私は会社の労働保険関係の業務内容を全く理解しておらず、困っているので教えてほしい」とのご連絡でした。

事情を聞いてみると「先日、当社の総務担当のベテラン社員が退職しましたが、引き継ぎもほとんどない状態で労働保険に関することは『名北労働基準協会に頼めばいいから』の一言で終わってしまいました。この度、社員が2名入社しましたので雇用保険の手続きが必要なのと、協会から送られてきていた『労働保険年度更新書類』を開封したところ、提出期限がとっくに過ぎていたため急遽連絡しました」とのことでした。

そこで、従業員を雇った場合の保険関係の手続き内容や「労働保険年度更新書類」及び、事務組合委託業務内容を次のように説明しました。

『雇用保険被保険者連絡票』

「貴社には私どもの事務組合から送付済みの『雇用保険被保険者連絡票』があると思いますので、その書面に入社された従業員の情報を記入し、送付してください。事務組合では、その情報を基に行政へ雇用保険手続きを行い、被保険者証が発行され次第、貴社へ被保険者証の写し等を送ります。雇用保険は以上です」

『労働保険年度更新書類』

「『労働保険年度更新書類』は、毎年国に納付する労働保険料を確定する重要書類です。貴社は、3本の労働保険（元請工事・事務所労災・雇用保険）が成立しており、元請工事高の申告、労災特別加入者の日額確認、事務所作業に対する従業員の賃金及び雇用保険被保険者の賃金の集計が必要なので、届いている申告書類に記入し、同封の返信封筒で大至急送付してください。こちらはメール送信でも大丈夫です。事務組合では、その書類をもとに前年度の確定保険料を計算し、当年度の概算保険料を算定、申告書を作成・提出、そして保険料を納付します。

以上の委託業務で、事業主さんの事務負担を期限管理も含め軽減しています」

『労働保険事務組合が行う業務内容』

「労働保険事務組合が行っている業務内容は、

①労働保険の成立届作成・提出
②年度更新（保険料の計算・申告・納付）
③雇用保険の資格取得届・喪失届
④各種変更届の作成・提出
⑤事業主や役員の労災保険特別加入手続き

等です。ただし、企業規模（常時使用する労働者数が一定規模を超える大企業）によっては委託できず、上述における給付金などの請求手続きは委託できません。また貴社の場合、社長や役員が建設現場等での作業等もあることから、中小経営者にとって重要なセーフティーネットである上記⑤「労災保険特別加入」に任意で加入されていますが、この手続きは労働保険事務組合でしか行うことができません。

名北労働基準協会の労働保険事務組合では、労働保険関係をはじめ労使間の問題、労働に関するお困りごとは何でも労働相談員に相談できる体制となっています」と説明しました。

新任の総務担当者様は以上の話を聞き、「前任者が労働保険について『名北労働基準協会に任せているから大丈夫』と言っていた意味が良くわかりました。ご指示通り提出書類はすぐ出します」との言葉を頂き、電話を終わりました。

▽

労働保険には複雑で煩雑な事務処理があります。現在個別で労働保険関係の事務処理を行っている会員事業場様も、業務改善策として事務組合への加入・事務委託について一度検討されてはいかがでしょうか。

詳しくは、下記QRコードより協会ホームページをご覧ください。

名北労働基準協会ホームページ「労働保険事務委託」

イラスト・木村武司